

# 全国都市緑化かわさきフェア基本計画懇談会開催運営等要綱

制定 令和3年5月25日（建設緑政局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「全国都市緑化かわさきフェア基本計画懇談会（以下「懇談会」という。）」の運営に関し、必要な基本事項を定める。

（目的）

第2条 建設緑政局長は、全国都市緑化かわさきフェアの開催に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、懇談会の委員の意見を求める。

（委員）

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- （1）学識経験者
- （2）関係団体代表者
  - ア 市内経済団体
  - イ 市内観光団体
  - ウ 市内緑化関係団体
  - エ 市内教育機関
  - オ 市内報道機関

2 懇談会には、オブザーバーを置くことができる。

（開催期間）

第4条 懇談会の開催期間は、令和3年8月から基本計画策定までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

（庶務）

第5条 懇談会の庶務は、建設緑政局緑政部緑化フェア推進担当において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会開催運営等に関し必要な事項は、建設緑政局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、基本計画策定の日をもって、その効力を失う。